

広島県公安委員会公告第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成31年1月23日

広島県公安委員会
委員長 小西秀宣

1 開催の日時及び場所

(1) 初心者猟銃等講習会（受付：午前8時30分～午前9時，講習：午前9時～午後5時）

ア 広島県警察本部

番号	日 程	場 所
1	平成31年4月22日（月）	広島市中区基町9番42号 広島県警察本部（県庁東館）
2	平成31年8月8日（木）	
3	平成31年10月15日（火）	
4	平成31年12月20日（金）	

イ 広島県運転免許センター

番号	日 程	場 所
1	平成31年6月23日（日）	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
2	平成32年2月2日（日）	広島県運転免許センター

(2) 経験者猟銃等講習会（受付：午後0時30分～午後1時，講習：午後1時～午後4時）

ア 広島地区

番号	日 程	場 所
1	平成31年4月10日（水）	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター
2	平成31年5月15日（水）	
3	平成31年6月19日（水）	
4	平成31年7月7日（日）	
5	平成31年8月21日（水）	
6	平成31年9月11日（水）	
7	平成31年10月27日（日）	
8	平成31年11月20日（水）	
9	平成31年12月11日（水）	
10	平成32年1月22日（水）	
11	平成32年2月12日（水）	
12	平成32年3月11日（水）	

イ 呉地区

番号	日 程	場 所
1	平成31年5月28日（火）	広島県呉市西中央二丁目2番4号 広島県呉警察署

ウ 竹原地区

番号	日 程	場 所
1	平成31年9月3日（火）	広島県竹原市中央一丁目1番13号 広島県竹原警察署
2	平成32年1月10日（金）	

エ 福山地区

番号	日 程	場 所
1	平成31年4月19日（金）	広島県福山市神辺町大字新道上字三丁目14番 広島県福山北警察署
2	平成31年6月11日（火）	
3	平成31年8月27日（火）	
4	平成31年10月8日（火）	
5	平成31年12月25日（水）	
6	平成32年2月25日（火）	

オ 三次地区

番号	日 程	場 所
1	平成31年5月21日（火）	広島県三次市十日市中二丁目6番6号 広島県三次警察署
2	平成31年7月18日（木）	
3	平成31年9月26日（木）	
4	平成31年11月6日（水）	
5	平成32年3月3日（火）	

2 講習会の内容及び時間

講 習 内 容	講 習 時 間	
	初 心 者	経 験 者
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3 時 間	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用・保管等の取扱い	2 時 間	1 時 間
考 査 等	2 時 間	
計	7 時 間	3 時 間

3 受講手続

- (1) 初心者猟銃等講習会の受講を希望する者は、講習会の開催日の20日前までに、経験者猟銃等講習会の受講を希望する者は、講習会の開催日の10日前までに、住所地を管轄する警察署に猟銃等講習受講申込書を提出すること。
- (2) 申込書には写真（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付すること。
- (3) 申込書提出時に受講手数料（初心者6,800円、経験者3,000円）を納付すること。
- (4) 所定の期日に受講しなかった場合、既に提出された申込書、受講手数料は返還しない。

4 講習会に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話（082）228-0110（代）内線3035、3036）
又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課